

新宿区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いによる支給要綱

25 新福介給第 1211 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給を受ける法第 62 条に規定する要介護被保険者等（以下「要介護被保険者等」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払いの実施及び事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 住宅改修工事を業とする事業所又は営業所等を有する事業者であつて、住宅改修費の支給申請及び受領に関する委任契約を要介護被保険者等と締結しようとするもの又は締結したものをいう。
- (2) 受領委任払い 要介護被保険者等が支払うべき住宅改修に要した費用のうち、住宅改修費として要介護被保険者等に対し保険給付される額の限度において、新宿区が事業者を支払うことをいう。

（適用除外）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等は、受領委任払いを利用できないものとする。

- (1) 法第 66 条第 1 項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第 67 条第 1 項の規定による保険給付の差止めを受け、又は法第 68 条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けている者
- (3) 法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- (4) 当該住宅改修費について、新宿区介護保険高額サービス費等資金貸付基金条例（平成 12 年新宿区条例第 36 号）に基づく貸付けを受けている者

（事業者の登録）

第 4 条 区長は、住宅改修費の受領委任払いの取扱いができる事業者の登録を行うものとする。

2 登録の対象となる事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 1 年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。

3 登録を受けようとする事業者は、区長に対し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書（第 1 号様式）及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いに係る確約書（第 2 号様式）を事業所ごとに届け出るものとする。

4 区長は、前項の規定による届出のあった事業者について登録を行ったときは、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（第 3 号様式）により当該事業者はその旨を通知するものとする。

（登録内容の変更の届出等）

第 5 条 登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、事業所の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第 4 号様式）により区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第 5 号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録事業者の責務）

第 6 条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、要介護被保険者等の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第 7 条 新宿区は、要介護被保険者等、居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の所在地等について情報提供を行う。

（登録の取消し）

第 8 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき又は住宅改修費の請求を行ったとき。

(2) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えたとき。

(3) その他区長が相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第 6 号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（事前申請）

第 9 条 登録事業者は、要介護被保険者等から受領の委任を受けた住宅改修費の支給を受けようとするときは、住宅改修の工事を行う前に、新宿区介護保険条例施行規則（平成 12 年新宿区規則第 102 号。以下「規則」という。）第 35 号様式及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払同意書（第 7 号様式）により、区長に提出するものとする。

(1) 工事費見積書（内訳が分かるもの）

(2) 改修前の工事箇所の写真（撮影日が分かるもの）

- (3) 住宅改修を必要とする理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、前項の規定により申請された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の確認をしたときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請確認書（第8号様式）により要介護被保険者等に通知するものとする。
- 3 区長は、住宅改修の工事の完了までに、要介護被保険者等が第3条各号に規定する要件のいずれかに該当すると認めるとき又は受領委任払いによる住宅改修費の支給が適当でないと認めるときは、前項の住宅改修の確認を取り消すことができる。

（事後申請）

- 第10条 登録事業者は、前条の住宅改修の工事が完了したときには、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 領収証（要介護被保険者等負担分）
 - (2) 改修後の工事箇所の写真（撮影日が分かるもの）

（支給決定等）

- 第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該住宅改修費に係る支給又は不支給の決定を行い、規則第37号様式により要介護被保険者等へ通知するとともに、登録事業者に対してその旨を報告するものとする。
- 2 区長は前項の規定により住宅改修費の支給を決定した時は、速やかに住宅改修費を登録事業者に対して支払うものとする。

（補則）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費の受領委任払いによる支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。